写

陳情第２号

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出してください。

理由

今日、子育て支援の強化が叫ばれていますが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっています。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっています。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、３分の２が公費助成、３分の１が社会福祉法人の負担とされていますが、公費助成の在り方については、2025 年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、2026 年度までに改めて結論を出すこととされています。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められています。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠です。

つきましては貴議会より、国に対して「保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

２０２６年　２月 18 日

二本松市　議会議長　様

団　体　名　　福島県保育連絡会

代表者氏名　　大宮　勇雄

住　　所　[redacted]

意見書ひな型

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書

今日、子育て支援の強化が叫ばれていますが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっています。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっています。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、３分の２が公費助成、３分の１が社会福祉法人の負担とされていますが、公費助成の在り方については、2025 年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、2026 年度までに改めて結論を出すこととされています。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められています。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠です。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く要望するものです。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

２０２６年　　月　　日

○○○○議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣（こども政策）／こども家庭庁長官／文部科学大臣／財務大臣
衆議院議長／参議院議長　宛

二本松市議会 収 8.2.24 受 議第 3 8 号